

流山市農業委員会
平成21年第4回
総会議事録

平成21年4月24日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成21年4月総会議事録

1 期日 平成21年4月24日(金)

2 場所 流山市役所303会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(14名)

1番 水野 敬久	2番 藤井 俊行
3番 坂巻 忠志	5番 大作 榮
6番 根本 隆	7番 小林 常男
8番 須郷 英夫	9番 水代 啓司
10番 渋谷 辰夫	11番 戸部 源房
12番 伊藤 實	13番 石井 勇
14番 大塚 侃	16番 高市 正義

5 欠席委員(2名)

4番 中村 敏則	15番 秋谷 博
----------	----------

6 書記名 次長補佐 吉田 勝実

7 事務局 事務局長 池田 孝
事務局次長 岡田 敏夫

8 会議目次

- | | |
|---|----|
| (1) 議案第15号 農業委員会事務局職員の任免について | 1 |
| (2) 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可) | 2 |
| (3) 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用) | 3 |
| (4) 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) | 6 |
| (5) 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) | 8 |
| (6) 議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について | 10 |
| (7) 議案第21号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について | 12 |
| (8) 報告第4号 専決処理の報告について | 13 |

開会 午後3時00分

高市議長 開会前に申し上げます。

去る4月1日付けの人事異動によりまして、秋元前農政課長の後任として、福田課長が就任されました。

ここで、福田課長から就任の御挨拶をいただきたいと思います。

福田課長、お願いいたします。

(福田課長挨拶)

ありがとうございました。

福田課長の御活躍を御期待申し上げます。

(福田課長退室)

高市議長 ただいまから平成21年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員14名、欠席委員は2名であります。

よって定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員を指名いたします。5番大作委員、6番根本委員を指名いたします。

また、会議の書記とし吉田次長補佐を任命いたします。

これより議事に入ります。

本日の議案につきましては、お手元に配布してありますとおり、議案第15号から議案第21号及び報告第4号であります。

それでは、議案第15号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の1ページでございます。

議案第15号 農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により、農業委員会事務局の職員を次のとおり任免するものとする。

平成21年4月24日提出 流山市農業委員会

本案につきましては、去る4月1日付けの人事異動によりまして、農業委員会事務局職員の異動があったことから承認を求めるものでございます。

まず、転入した者でございますが、農業委員会事務局次長補佐、吉田勝実、旧所属は子ども家庭部子ども家庭課でございます。

次に、転出した者でございますが、佐瀬正博、転出先は水道局経營業務課でございます。以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、去る4月1日付けの人事異動に伴うものでございます。

本案について、原案のとおり任免することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり任免することに決定いたしました。

それでは、新しく農業委員会職員となられました吉田次長補佐から御挨拶をいただきたいと思っております。

(吉田次長補佐挨拶)

それでは今後の御活躍を御期待申し上げます。

高市議長 次に、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」(市許可)を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の2ページでございます。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年4月24日提出 流山市農業委員会 会長 高市 正義

案内図は1ページでございます。

申請地は、流山市南の畑、6.61㎡でございます。

譲受人は、市内で農業を営んでおります。

農業経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものでございます。以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。小林副委員長。

小林副委員長 御報告する前に申し上げます。

秋谷第3小委員会委員長におかれましては、病氣療養中のため、私が代わって御報告いたします。

議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)」御報告いたします。

権利者は68歳、職業は農業兼建築業です。義務者は76歳、職業は無職です。農業従事者は権利者とその妻の2人です。

申請事由としては、経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとする

ものです。

権利者が所有し現在耕作している畑は、新川耕地にあり自宅からは遠いため、申請地は6.61平方メートルと小さい面積ではありますが、この土地で枝豆やそら豆などの豆類を作りたいとのことでありました。

権利者の営農状況につきましては、田が2,987平方メートル、畑が1,396平方メートル、合計で4,383平方メートルです。

この中には、不耕作地は無く、今回の申請地を含め、これからも耕作を行っていきたいとのことでありました。

申請地は耕起済となっており、売買価格は、1坪当たり10万円であるとのことでした。

以上のことをもとに審議しましたところ、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番(戸部委員) 6.61平方メートルということで非常に小さいんですけども、この脇かなんかに自分の農地かなんかがあるんですか。隣接地に。
小林副委員長 以前、今回の申請地の隣にあったんですが、そこは倉庫を建てる開発によりなくなりましたので、今回申請地を買って作物を栽培したいということです。

11番(戸部委員) 自宅に近いということは先ほど報告があったんですけども、私は近隣に自分の土地があって、そこにくっつくからかなと思ったんですけども、わかりました。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の3ページでございます。

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について（恒久転用）
農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年4月24日提出 流山市農業委員長 高市 正義

案内図は、2ページ、3ページでございます。

申請地は、流山市谷の畑、2筆、160.48㎡でございます。

転用目的は、貸し駐車場の建設です。

隣接する物流施設に進出する業者から設置要望があったことから、貸し駐車場を建設するものでございます。

所要資金は、56万6千円で、前月の分を合わせ、合計68台分で712万円で、全額駐車場建設業者からの借入金で賄う予定です。

他法令の関係は、特にございません。以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。小林副委員長。

小林副委員長 議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について（恒久転用）」御報告いたします。

最初に、申請事由ですが、流山インターチェンジ物流センターに入る企業が必要な駐車場を確保したい旨の要望があったため、貸し駐車場を設置したいというものです。

本案につきましては、去る3月25日に開催し農業委員会総会に附議された、議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番から6番において、貸し駐車場を設置するための案件として上程され、許可することに決定したものと関連しており、内容も同一内容となっております。

貸し駐車場用地は、物流センターに入る企業の従業員が通勤するために必要なもので、今回の設置計画は6台ですが、前月の62台分と合わせ、合計68台分の駐車場を整備する計画です。

なお、3月に他の申請と同時に提出がなかった点につきましては、申請に必要な書類が整わなかったため、今月の申請に至ったとのことであります。

次に、整備計画等につきましては、用地は砂利敷きの舗装をし、ロープで区画割りをする。また、単管パイプ等で土砂の流出を防ぐとのことであります。

所要資金は、56万6千円で、前月の分を合わせ、合計68台分で712万円です。

必要とする資金は駐車場整備工事を行う会社が融資することになっており、地主は貸し駐車場の収入から弁済するとのことでした。

最後に、現地調査の結果を踏まえまして、次の2点について要望をいたしました。

1点目は、整備方法が砂利敷きであるため、砂利の飛散防止など、維持管理の徹底を図ること。

2点目としては、今後、交通量の増加が予想されるが、申請地周辺の道路が狭いため、交通安全対策の配慮に十分努めるよう、要望いたしました。

以上のことをもとに審議しましたところ、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番(戸部委員) この駐車場は坪いくらぐらいで貸すのですか。

岡田次長 月額300円です。

11番(戸部委員) この前も質問したんだけど、物流センターはこの前3割ぐらい稼働するということ聞いたんだけど、そこいら辺の状況はどうなんですかね。

小林副委員長 2フロア程度を使用するということです。

11番(戸部委員) 2フロアというと5階建てだよ。何十パーセントぐらい。

小林副委員長 4割程度です。

11番(戸部委員) これは何月からですか。

小林副委員長 8月からです。

11番(戸部委員) 私聞いたのは、その先行きがしっかりしないと、そういう形でやられて期間があるとね、どうしてもトラブルになるから、許可はしたんだけどトラブルが起きたんでは何にもならないから、聞いたんです。

それから、今後ですけど、前に視察に行ったときには10パーセントぐらいだったんです2月頃。それで8月には40パーセントと随分向上してきてるんだけど、今後はどうなるんですかね。それ以降は。

池田局長 先ほど委員長もお答えしましたように、昨日の審査の段階では5層のうち2層が埋まるという回答を得ております。ほかの部分で市で確認しているかどうかという部分については、私の方にはまだ具体的なものは入ってきておりません。

11番(戸部委員) わかりました。

5番(大作委員) 今稼働率40パーセントだというお話ですが、これ稼働率100パーセントとなりますと駐車場何台くらい必要になるんでしょうか。

できましたらですね、物流施設の中に二階建ての駐車場とかを造って、なるべく物流施設の中に駐車をしていただくような行政指導が必要じゃないかなと思うんですよ。

岡田次長 これは先月の総会でお答えしてあるかと思えますけれども、現在区域内に200台あるんだそうです。そのほかに300台、1フロア60台ほど必要になってくるということです。

5番(大作委員)それじゃ全然足りないですね。近隣の農地を借りてですね、駐車場を造るといことになりますね。

岡田次長 先月の総会でもお答えしてありますが、今後近隣に候補地を探していくようでございます。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の4ページでございます。

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)
農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年4月24日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

案内図は、4ページ、5ページでございます。

申請地は、流山市駒木台の畑、2,505㎡でございます。

権利者は、市内で自営業を営んでおります。

転用目的は、作業場及び駐車場の建設です。

所要資金は、1億3千205万円で、全額自己資金で賄う予定です。

他法令の関係は、都市計画法が該当し、現在手続き中でございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。小林副委員長。

小林副委員長 議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」御報告いたします。

権利者は、十太夫において21年ほど前から、主に木材を利用した手作り工房を営んでおりましたが、今般の区画整理事業に伴い移転を余儀なくされ

たものであります。

移転する換地先は商業地区で、今と同様の施設は作れないことから、1年半前から代替地を探し、ここでようやく土地の提供者が見つかり今回の申請に至ったとのこととあります。

事業計画としては、ここに現在と同規模の面積を確保するとともに、工房施設としての作業場と来客用の駐車場そして、ラジコンカー用のオフロードコースなどを設けたいとのこととあります。

なお、来客用の駐車スペースについては、市の指導に従い16台分を設置するということでした。

この施設では、親子連れの利用が多く、休日などには20から30人の人たちが訪れるとのこととあります。

次に、所要資金につきましては、合計で1億3,205万円で、うち用地費が6,400万円、整地工事費や建築工事費等6,805万円で、これを自己資金として移転補償費の中から賄う予定です。

次に、周辺農地への被害防除対策等につきましては、外周をブロックフェンスで囲い、雨水については、浸水性舗装及び浸透貯留槽を設置、また、汚水並びに雑排水については、合併浄化槽を設置するということです。

次に、その他といたしましては、申請が個人名義でされておりますが、これは、現在ある土地はすべて個人名義になっており、この代替えとなるためとのこととありました。

次に、他法令の関係につきましては、都市計画法が該当し、開発許可申請が受理されており、現在のところ、特に指摘されている事項はないとのこととしました。

また、周辺住民への説明もすでに実施し、特に異論はないとのこととありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

1番(水野委員)案内図5ページの地図の左下にあるA、B、C、Dというのは何の場所なんでしょうか。

岡田次長 利用者用の駐車場でございます。

3番(坂巻委員)確認ですけど、ここは元の土地というのは何か建物があった場所ですか。

岡田次長 畑でございます。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」(一時転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の5ページでございます。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)
農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年4月24日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

案内図は、6ページ、7ページでございます。

申請地は、流山市野々下1丁目の田、3筆、1,502㎡でございます。

譲受人は、柏市で土木建設業を営んでおります。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。

権利の内容は、使用貸借権です。

農地造成に係る費用は、114万1千円で全額自己資金で賄います。

他法令の関係は、流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が該当し、現在手続中です。以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。小林副委員長。

小林副委員長 議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」御報告いたします。

本案につきましては、田を埋立てし、畑として使用するため、一時転用の申請があったものであります。

埋立てに使用する土砂は、東京都足立区内の大学新設工事から搬入し、天地返し方式により行うということであります。

土砂の搬入は、10トン車により、1日に延べ6台を予定しており、搬入経路については、道路管理者と協議済です。

また、土砂の搬入時には、他の交通の妨げにならないようにガードマンを

配置するとともに、特に児童の通学時間帯などには万全の注意をもって作業を行うとのことでした。

次に、義務者の営農状況ですが、農業従事者は2人で、約10アールの耕作を行っております。

なお、今ある畑は自宅の後ろにあり、区画整理地の区域内に入っているとのこと。今年の夏からは史跡調査が始まって使えなくなり、これに代わる場所はここしかないため、今回の申請に至ったとのこと。

権利者につきましては、15年ほど前から埋立事業を行っており、流山市内では野々下や名都借において埋立て工事を行っております。

所要資金は114万1千円で、権利者の自己資金で賄い、埋立て工事完了は、10月末を予定しております。

農地造成後の作付けとしては、ジャガイモ・キャベツ・ネギなどの家で食べる野菜を作付けしたいとのことでした。

他法令の関係は、流山市の土砂等の埋立て条例が該当し、現在申請中です。

また、申請書には、土地改良区の意見書並びに同意書や土質調査結果報告書等も添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

11番(戸部委員) これ周りの状況はどうなんですか。

小林副委員長 6ページの地図を見ていただきまして、申請地は雑草が生えているんですが、その両隣は埋立てされております。

11番(戸部委員) そうするとこの周りは埋立てが完了していると、この場所だけが残って低いんで埋立てしたいということですね。

小林副委員長 所有する農地はほかにはここしかないということで、畑を作りたいということ。先ほども報告しましたが、今ある畑は区画整理により史跡調査が始まるということ。

3番(坂巻委員) 先ほど埋立ての搬入路についてですね、学校関係について触れられていましたが、これはきちっとクリアできるんですか。

岡田次長 この土砂の埋立ての申請につきましては、まず環境政策課の方が窓口になります。そちらで関係各課に事前協議を行います。教育委員会の関係につきましては、その協議の中で通学時間帯は避けて運搬してほしい旨の回答がありましたので、申請者はわかりましたということでお答えしてござ

います。

14番(大塚委員)権利者ですが、この業者ですが、流山市内で埋立て工事の経験があるということですが、今まで流山市で実施したような気がしないんですが、あるんですか。

岡田次長 この権利者につきましては、先ほども委員長報告にありましたけれども、流山市内でも過去20年ぐらいになりましょうか、野々下、名都借地先で埋立てを行ってきてございます。当時はかなり粗い仕事を行っていたようでございますが、最近は厳しく指導をしてございます関係上、比較的良質な土を持って来ているようですが、後は地元の農地を埋め立てる方ですね、地主さんが一番監視をする必要がありますので、その方の義務もありますので、そういった点も含めて、地主さんに対して確認するよう申し伝えてございます。

11番(戸部委員)この権利者については、昔からよく知ってるわけでしょう。経緯があるわけだから、地主さんじゃないよ。事務局でも権利者によく言って、ある程度チェックする形でやっていかないといけないと思いますよ、地主さんははっきりいってわかりませんよ。

岡田次長 その点は権利者に対して強く申し伝えております。埋立ての条例上土地所有者の責務もございますので、自分の土地を監視する義務もございますので、そういうことでお答えしたものでございます。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第20号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。 岡田次長。

岡田次長 議案書の6ページでございます。

議案第20号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

平成21年4月24日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

案内図は 8 ページでございます。

願い出のあった土地は、流山市駒木の畑、2 筆、4 , 4 5 5 m²でございます。

相続人は、市内で農業を営んでおります。以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。小林副委員長。

小林副委員長 議案第 2 0 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

被相続人は、大正 3 年生まれで、平成 2 0 年 8 月 1 9 日に 9 4 歳で亡くなりました。

相続人は、被相続人の長男で昭和 1 4 年生まれの 6 9 歳です。

引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるため、証明願があったものです。

農業従事者は、申請者のほか相続人の妻がおります。

現地の状況につきましては、ネギの作付けや耕起が行われており、一部植木畑となっております。

なお、申請地は市街化区域内の農地のため、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは、了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑のお持ちの方。

1 1 番（戸部委員）先ほど植木植わっているということだったんですが、これはどういう植木が植わっているんで、その経緯がわかりましたらお聞かせください。

高市議長 地元の農業委員でありますので、私がお答えいたします。

この土地は、市街化区域内の生産緑地でございます。植木につきましては、育成する目的で苗木を栽培し、肥培管理を行っている土地については、農地に該当しますが、既に育成された植木を販売するまでの間一時的に仮植えしてあるような土地については農地に該当いたしません。したがって、納税猶予の特例の対象農地にはなりません。

このため、今回多くの植木を撤去いたしまして、農地に復元したものでございます。

11番(戸部委員)納税猶予というのは植木では受けられないのですか。
高市議長 先ほども申し上げましたが、苗木を買ってきて、販売する目的で育成している土地については、該当いたしますが、生育した植木を買ってきて販売目的で仮植えしているような土地は受けられないということです。

11番(戸部委員)わかりました。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、証明することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第21号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の7ページでございます。

議案第21号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。

平成21年4月24日提出 流山市農業委員会 高市 正義

今月の確認は、3件でございます。

まず、1番でございますが、流山市駒木台の畑、4,529㎡でございます。案内図は、9ページでございます。

次に、2番でございますが、流山市駒木台の畑、2筆、4,479㎡でございます。案内図は、9ページでございます。

次に、3番でございますが、流山市東深井の畑、4筆、3,153㎡でございます。案内図は、10ページでございます。以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。小林副委員長。

小林副委員長 議案第21号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」御報告いたします。

本案については、相続税の納税猶予の適用を受けて、今年中に20年を迎える農地の利用状況について、松戸税務署から確認の依頼があったものです。

最初に、1番についてですが、主に竹林となっておりますので竹の子の採取

をしていたほか、一部には植木がありましたが適正に管理が行われておりました。

次に、2番につきましては、主にネギの作付けと耕起が行われておりました。

次に、3番についてですが、いずれの畑も耕起が行われており、農地の状態となっております。

以上のことをもとに審議しましたところ、全会一致をもって、現況地目どおり確認した旨回答という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

11番(戸部委員) 竹林といわれましたけれども、前に農業委員会で竹林を見に行ったところ、混雑していて全然駄目だったんですね。この竹林は農地として認められるような竹林ですか。

小林副委員長 間引きというかよく手入れがされており、筍が取れるような状態で、筍を採った跡も確認され、非常によく整備されておりました。

11番(戸部委員) わかりました。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、農地とすることに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、農地として回答することに決定いたしました。

高市議長 次に、報告第4号「専決処理の報告について」報告を求めます。

岡田次長。

岡田次長 それでは議案書の9ページでございます。

報告第4号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年4月24日報告 流山市農業委員会長 高市 正義

まず1番、農地法第4条第1項第5号の規定による届出でございます。先月分でございますが、全部で5件でございます。転用目的別では、住宅用地が4件、公衆用道路が1件でございます。計5件19筆、6,796.73

平方メートル、内訳はすべて畑でございました。

次の議案書の11ページでございます。2番、農地法第5条第1項第3号の規定による届出でございますが、これも先月分につきましては、全部で15件の届出がございました。移転の原因別では、売買が13件、交換が2件の計15件でございます。転用目的別では、住宅用地が12件、駐車場が2件、公衆用道路が1件の計15件でございます。計15件28筆、9,098.27平方メートル、内訳は田6筆653平方メートル、畑22筆8,445.27平方メートルでございます。以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり。)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、定例総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時53分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成21年4月24日

議長 流山市農業委員会会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 大作 榮

流山市農業委員会委員 根本 隆